

第II部 南アジア政治・社会論 第4章 南アジア社会論 6. 東パーキスタン自治要求運動の展開

著者	中村 平治
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	地域研究シリーズ
シリーズ番号	8
雑誌名	南アジア--政治・社会
ページ	187-208
発行年	1991
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00015564

6

東パーキスタン自治要求運動の展開

——イスラーム国家と民族——

なかむら へいじ
中村平治

- はじめに 出典 『現代イスラームの総合研究 II』 アジア経済
研究所所内資料（調査研究部45-7）
1970年 第8論文
- I パーキスタン構想とラーホール
決議
- II アイユーブ政権と東パーキスタ
ン【一部略】
- III アイユーブ政権下の東パーキス
タン自治要求【一部略】
- IV 結 論【一部略】

はじめに

1969年12月から1970年1月にかけて、筆者はインド、パーキスタン（東西）およびセイロンを訪問する機会を得た。西パーキスタンには12月2日から9日まで、また東パーキスタンには1月6日から10日まで、夫々滞在し、パーキスタンの今日の政情の一端を知ることができた。

今日のパーキスタンは1969年3月以降アイユーブ・ハーンに代ってヤヒ

ア・ハーン大統領が戒厳令の下に統治している。この戒厳令政権がいかなる方向をパーキスタン政治の場に提起しようとしているかについては、不明な点が数多く存在していたが、69年11月28日のヤヒヤ声明によってその構想はほぼ明らかにされたといえよう。そこでは、まず70年1月1日から共産党を除いて政治活動の自由を認めること、第2に70年10月5日に総選挙(成人直接選挙)を行なうこと、第3に70年10月の総選挙の為に70年1月15日から半年間にわたって選挙人名簿を作成することが掲げられていた。このヤヒヤ声明は総選挙を媒介にして憲法制定議会を発足させ、連邦制を基本とする議会制共和国の建設を目指しているかに思われる。この声明は確かに戒厳令下のパーキスタン政治に「雪解け」をもたらしたように思われるが、だからといって、パーキスタンの今後がヤヒヤの声明通りに進んで行くとは到底考えられない。ヤヒヤ声明自体に幾つかの矛盾や疑問が見られるが、その問題に迫る為の背景の究明が、現在、切実に要求されているといえよう。

ここでの主要な関心は、今日のパーキスタンを構成する東パーキスタンの歴史的な位置づけを、特に東パーキスタン(ベンガル民族)の自治要求運動の展開という観点から、試みるところにある。こうした観点は実をいえば多くの西欧側のパーキスタン研究の中ではほやかされてきた面もあり、現実の推移にむしろ後手に廻るような事態を出現させているともいえよう。さしあたり、いわゆるパーキスタン構想をめぐって1940年3月に行なわれたラーホール決議の持つ意義を明らかにしておく必要がある。なぜなら、アイユーブ軍事独裁時代(1958-69年)における東パーキスタンの自治要求運動の展開過程で、運動の出発点のひとつとなっているのが、このラーホール決議であるからである。ちなみにラーホール決議は一般にパーキスタン決議とその後呼ばれるにいたった。このアイユーブ独裁を崩壊に導いた理由の一つとしては、その独裁が東パーキスタンの地位の不平等的固定をもたらした点が指摘されている。この東パーキスタンの不平等的地位の解消は実はヤヒヤ政権にも継承されている重大な課題をなしている。そこで、次に分離独立後の東パーキスタンの地位をアイユーブ時代に重点を置いて検討する。東西両翼に分離し

て成立したパーキスタンは出発当初から政治的、経済的、あるいは社会的、文化的に西パーキスタンの東パーキスタンへの優位を前提にしていた。いささか極論すればパーキスタンの国家の発展（発展があるとすれば）は、東パーキスタンの西パーキスタンに対する犠牲においてなされたものであり、西パーキスタンの植民地としての役割を東パーキスタンは余儀なくされてきていた。驚くべきことには、こうした認識は東パーキスタンにおいては当然のこととして知識人を含めた一般大衆の間に根を下している。ここでは西パーキスタンによる東パーキスタンの「植民地支配」の実態を明確にすることが必要である。ついで、東パーキスタンにおける自治要求運動がいかなる曲折をもちつつ展開されてきているかを、特にアイユーブ独裁の段階を中心にして検討しておきたい。特に諸野党の動きが注意されなければならない、アワミー連盟、民族アワミー党等の活動を中心にして西パーキスタンとの関連問題を検討しつつ、東パーキスタン自治要求運動のイデオロギー的な側面を一通り明らかにしておきたい。最後に、東パーキスタン自治要求運動の歴史的な意義をパーキスタン政治の展開という視野の中でのみならず、隣接するインドの西ベンガル州の帰趨というコンテクストの中で明らかにしておくべきである。いうまでもなく、東パーキスタンを構成するベンガル民族とインドの西ベンガル州を構成するベンガル民族は同一の社会集団を構成しており、1947年8月に両者間に亀裂を誘導した唯一の理由は信教（前者がイスラーム、後者がヒンドゥーイズム）の相違に求められている。ここでは東西両ベンガル民族の「安易」な統合論は排除されるべきではあるが、少なくともイスラームを国教として出発した新しい民族国家がその構成的な脆弱性を民族問題を通じてはしなくも表面化しつつあること、この民族自治問題の最終的な打開方向を設定する歴史的な契機の所在を指摘することが、当面必要とされよう。

I パーキスタン構想とラーホール決議

東パーキスタンの自治要求運動は1947年8月の印・パ分離独立以来、その運動の力量は当初弱いものであったにもせよ、一貫してパーキスタン政治の進むべき方向を規定してきた。たとえば、1965年の印・パ戦争の中で、東パーキスタンは、いやという程、西パーキスタンとの断絶を経験しなければならず、その「孤立感」は東パーキスタンの不平等的地位と現状の打破を目標とする自治要求運動を激発させることになった。1966年2月、野党のアワーミー連盟 (Awami League, 人民連盟) の指導者シェイフ・ムジブール・ラフマン (Shaikh Mujibur Rahman) は有名な六項目要求計画を発表し、これが東パーキスタンの自治要求運動の新しい段階を画することになる。この計画は東パーキスタン側で意想外の反響を呼び、多くの支持が寄せられた。驚いたアイユーブ政権は同年3月、ラフマンを投獄した。六項目要求の全体的な検討は後で行なうことにして、この中の第一項での問題提起をめぐって興味深い論議が起きている点にさしあたり注意しておきたい。

すなわち、同項では1940年のラーホール決議に言及し、成人普通選挙・直接投票を基礎とする議会制政府からなる連邦制を要求すると同時に、立法府 (複数) に主権を付与することを要求していた。前述のようにラフマンは「分裂主義者」というレッテルを与えられて投獄されてしまうが、アイユーブの右腕ともいべき東パーキスタン知事モネーム・ハーン (Monem Khan, Bengali Muslimで弁護士出身) はラフマンの逮捕直後に集会に臨み、六項目要求計画は1954年の21項目要求計画の一部であって大衆をごまかす手段に他ならないと発言し、翌4月には、

「パーキスタンという国家 (States) の創設要求を具現している1940年のラーホール決議は印刷上の誤りを含んでおり、Statesという用語はStateという用語に替えられるべきであった。」

とまで断言していた。

ラフマンが東パキスタン、つまり東ベンガルの自治要求運動の原点にすえているラーホール決議（全訳は本稿末尾の附録【略】参照）に関して、その決議文自体に重要な論争点が含まれている問題は、これまでインド・パキスタン研究者の視野の中にはいっていなかったと思われる。この点は1930年代以降のムスリム政治家のパキスタン構想の再検討という作業との関連で掘り下げられてしかるべきであろう。

そこで最初の手続きとしてラーホール決議の内容にふれておきたい。1940年3月24日に全インド・ムスリム連盟のラーホール大会で採択されたラーホール決議は一般にはパキスタン独立要求決議として知られ、1947年8月の印・パ分離独立の理論的な基礎をなしたと理解されている。決議文の中で、

「……ムスリムが数の上で大多数を占めるインドの西北部地帯・東部地帯のような地域は独立した諸国家 (Independents States) を構成するように分類されるべきであり、その構成諸単位 (Constituent units) は自治権と主権をもつべきである……」

という箇所が見られる。字義通りにとれば、ムスリム連盟はインド亜大陸におけるムスリム多住地域であるインド西北部とインド東部に二つの主権自治国家の創設を提起したことになる。

流石に、この部分は直ちに論議の焦点を構成することになり、翌41年4月にマドラスで開催されたムスリム連盟の年次大会では上記の決議文中の「……構成するように分類されるべきである」を「……構成するように一体的 (together) に分類されるべきである」と修正している。しかし、「その構成諸単位は自治権と主権をもつべきである」という点には何らの修正が施されていない。後者に関しては、1944年9月にムハンマド・アリー・ジンナー（ムスリム連盟総裁）とM・K・ガンディーとの往復書簡でとりあげられており、ガンディーの質問に答えてジンナーは、パキスタンという言葉はラーホール決議にはないが、今ではラーホール決議と同義語になっていること、また、上記の「構成諸単位」はパキスタンという一国の諸単位を意味することを明らかにしている。さらに46年4月にデリーで開催されたムスリム連

盟大会は、「パーキスタンは単一の主権独立国家」であることが決議として採択されるにいたった。

このように、ラーホール決議にはなし崩しに内容変更が加えられてきたのであるが、この大会の席上で提起された「諸国家」(States)論に対して、ジンナーは、「諸国家 (States) という決議の言葉は誤りであり、印刷上の誤りの結果生じたのでであろう」と述べ、ムスリム連盟の中央事務局の公刊された記録ですらも、その言葉は複数であるという質問が出ると、ジンナーは「本当に問題となるのは連盟の意図であって言葉ではない」と答え、記録の修正を指示したといわれる。

このラーホール決議をめぐる小論争はパーキスタンを構成する諸民族、わけても、東パーキスタンのベンガル民族にとっては見方によれば死活的な意義を持っているといえよう。イスラームという宗教的な同一性だけを基礎にして誕生したパーキスタンは、トップレヴェルの指導者の間でこうした国家的な行政区分と構想が不明瞭な側面を残したまま出発したのであった。しかし、ラーホール決議は、少なくとも東西にまたがる連邦制国家を想定し、しかもその構成単位が自治権と主権をもつという観点を提起した点で、単一のベンガル民族から成る東パーキスタンでは民族自治、ないし民族自決の方向提起に集約されて行く出発点を用意したものであった。

ジンナーが、「重要なのは意図であって言葉ではない」と発言したとき、その意図の背景には1930年代以来、インド・ムスリムの間で提起されつつあったパーキスタン構想が存在したことはいうまでもない。と同時に、ジンナー自身、もしくはムスリム連盟自体の間でラーホール決議以後の数年間にパーキスタン構想に一つの転換があったのではないかと推測される側面がある。この点に関する一つの仮説を設定する前に、ここでは1930年代のパーキスタン構想の特徴について一言しておく必要がある。結論的に云えば、この段階のパーキスタン構成には東ベンガルが除外されているのである。

まず、1930年、ムスリム連盟のアラハーバード大会での議長演説で、ムハンマド・イクバルはみずから想定するムスリム国家はベンガル、あるい

はインドを包含せずに、バルーチスタン、パンジャブ、西北辺境州からなるパキスタンを想定していたのであった。イクバルは周知のようにパキスタン思想の創造者であった。

さらに、パキスタン「民族」運動の創設者であるチョードリー・ラフマット・アリー (Chaudry Rahmat Ali) は1933年にその政治活動を開始するが、彼の構想するパキスタンにはアフガニア (Afghania、つまり西北辺境州)、バルーチスタン、カシミール、パンジャブとインドが含まれていたに過ぎなかった。そしてベンガルは、ラフマット・アリーの考えに従えばハイダラーバード・デッカに創設される別のムスリム主権国家ウスマニスタン (Usmanistan) と共に、三つのムスリム独立国家を夫々構成し、国際機構を創設することによって三国家の相互関係から派生する問題を解決することを提唱した。ここで、ラフマット・アリーの無限に拡大するムスリム国家建設の世界像を追って行く必要は全くないが、少なくとも、彼の構想するパキスタンの版図からベンガルが脱落している点、もしくは別のムスリム国家をベンガルに想定している点に注意を向けるべきであり、この点はラーホール決議の中に「継承」されているといっても誤りではないであろう。

この立場はラーホール決議以後においてもインド・ムスリムの間で継続的に提起されてきている。ラフマット・アリーの拡大的方向はラーホール決議を経過する中で東北部と西北部の二つのムスリム国家建設の方向に集約されてきたといえよう。その例は、1941年にアル・ハムザ (El Hamza) というパキスタン支持の作家の発言の中に見られ、そこでは西北部と東部に二つの国家が創設されるべきであるとしていた。一方、ジンナーがガンディーとの間でラーホール決議の修正を試みるような「対談」を試みていた1944年、アリーガル大学の教師でムスリム連盟委員会委員のズィアウッディーン・アフマッド・スレーリーは、「ラーホール決議に即して、インドの東北部と西北部に二つの独立したムスリム国家を建設すべきである」という指摘を行なっている。ジンナーの立場とスレーリーの立場との間には一つの落差が生じているようである。この点を解明することは、インド・ムスリムのイデオロギー

史研究の面で重要な課題となるものであろうが、ともあれ、大方の論者の間で、ことパーキスタン構想に関する限り、1930年代、1940年、それに1944年という三つの時期を経過する中で変化の軌跡が認められなければならないのである。特に1944年段階にいたるまでも、ムスリムのパーキスタン要求指導者の間でベンガル・ムスリムの主権独立国家建設構想がパーキスタンとは別に論議されていた点には重大な関心が今日払われてしかるべきであるといえよう。

II アイユーブ政権と東パーキスタン

1947年8月14日、パーキスタンは西パーキスタンと東パーキスタンから成るイスラーム国家として新しい第1歩を踏み出した。

すでに1944年段階で予定されるパーキスタンの領域内にベンガル(東)が包括されており、その点では、インド・ムスリムの間における将来構想に決定的な変化が生じたわけではなく、見方によれば必然的なコースを辿ったままであるといえるかも知れない。

しかし、分離独立によって生じた新生パーキスタン国家に対する評価は概してネガティブな面が強かったことも否定できない。インドの政治的独立がいわば前向きの方で評価されたのとは対照的に、この国の現状と将来に対しては殆んどが否定的であった。特に、パーキスタンが英米を始めとする西側諸国とあらゆる面で結合を強固にしてきた側面をとらえて、この国のもつ弱体的な構造を指摘することは容易な仕事の一つでもあった。筆者はかつて分離独立をヒンドゥー・ブルジョアジーとパーキスタン・ムスリム・ブルジョアジーの国内市場分割を狙う縄張りの手打式であると規定したことがある。一層厳密に言えば、帝国主義の分割支配政策に乗った、もしくは分割支配政策を逆用したヒンドゥー・ブルジョアジー・地主階級とムスリム・ブルジョアジー・地主階級との間の縄張り画定であった。したがって、こうした観点

からすれば、独立、即楽土の実現では決してなかった。これはインドにとっても、パキスタンにとっても、指摘できることである。

しかし、パキスタンの新興国家はムスリムのブルジョアジー・地主階級が掌握しているとするだけでは、答えたようで実際には何ら説明になっていない。少なくとも、パキスタンの成立以来、東パキスタンは一貫して西パキスタンの従属的な地位にあったことが事実とすれば、パキスタンの政権は一貫して西パキスタンのブルジョアジー・地主階級が英米の独占資本と結合する中で民族的・階級的な支配を強行してきたといわなければならない。さらに厳密にはアイユーブ以後の政権はパンジャービー・ブルジョアジー・地主階級がインドからの避難民エリート (Refugee Elites) を中心とする官僚とパシュトゥーン系の軍人将校とを両端に持ち、外国資本と結合した合成的な性格を持つというべきであろう。アイユーブ時代に即していえば、後述するように、アイユーブ政権は単にベンガル民族に不当な処遇を強制しただけではなしに、シンディー、バルーチー、時にはパシュトゥーンにいたるまで、西パキスタンを構成する諸民族集団に対して不当な弾圧措置を講じているからである。

ここではアイユーブ時代 (1958~68年) における西パキスタンによる東パキスタンの植民地化の実態を若干の分野に即して明らかにしておこう。すでに指摘されているように、東パキスタンの西パキスタンへの従属という問題は経済的・政治的、かつ文化的な諸領域で確証されているところである。

経済的な分野における東西間の経済格差の問題については既に問題点の所在を指摘した研究があるが、東西間の経済的な不均等・不平等の状態は、到るところで確かめられるものである。たとえば、金属・電気製品・土木機械の工場数を東西の比率で表わせれば東が5%以下であるのに西は95%以上を占め、繊維工場の場合でも22%対78%の割合をなしている。また、第3次計画の開発投資 (1965~68年) の割合を東西の両翼間で比較すると37% (90億7200万ルピー) 対63% (154億4100万ルピー) という、東パキスタン軽視政策となっ

ている。さらに、年平均個人所得は次表【略】が示すように西パーキスタンは東パーキスタンを遙かに上廻っており、東パーキスタンの年平均収入額の到達点はほぼ10年前の西パーキスタンのそれを下廻っているという驚くべき事実が明らかにされている。

この他、両翼間の経済格差は対外貿易、両翼間貿易、の面で東パーキスタンが文字通り植民地的な条件を強制されている点が明らかにされているが、ここではこの問題にタッチすることはできない。

政治的、文化的な面における西パーキスタンの東パーキスタン支配の問題に関心を向けたい。何よりも先ず、分離独立後のパーキスタンにおける言語問題に関して言及しておく必要がある。パーキスタン政府は創設以来一貫してウルドゥー語が唯一の国語であるという原則をとってきた。この点はアイユーブ政権の場合でも一貫していた。もちろん、東パーキスタン側の度重なる自治要求運動を前にして、アイユーブ政権はたとえば1962年憲法ではベンガラー語とウルドゥー語を国語とする(第215条)規定を設けている。しかし、現実には、ベンガラー語に対する抑圧的な方策は従来に比較して一段と陰險さを増していたといわなければならない。

西パーキスタン側わけても政府筋に近いところの「識者」の間には、ウルドゥー語はムスリム民族主義の象徴であり、ベンガラー語はヒンドゥー文化と緊密な関係を持つという、頑迷を極める前提が存在している。この疑心暗鬼の発想の根底には、ウルドゥー語自体が実をいえば、歴史的に北インドのヒンディー語・ウルドゥー語を母語とするヒンドスターニー民族のパーキスタンへの「輸入語」としての性格を持ち、西パーキスタンを構成するパシュトゥーン、パンジャービー、シンディー、バルーチーの諸民族にとって、一種の「外来語」としての受け取り方が広くあるといえよう。先にムスリム民族主義という前提を紹介したが、この前提自体、誠に非歴史的、かつ反歴史的な意味を持っているのであり、その成立根拠は文字通り危険なものである。パーキスタン運動とは究極的にはインド・ムスリム多住地域における構成諸民族の自治・自決要求運動をコミユナルな方向に組織していくか、構成

諸民族の自治・自決を基礎とする連邦制国家の建設の方向に組織して行くか、二つのいずれかに分化して行く側面を持ってきた点が深く検討される必要がある。

アイユーブ政権は、一方で憲法の条文にベンガーリー語を国語の地位に飾り立てながら、現実には「共通パキスタン語」(Common Pakistani language)を実現する目的で、ウルドゥー語とベンガーリー語の文字のコーラン文字化(Quranic script)を提起した。つまり、ベンガーリー語をアラビア文字で表記するという方策を提起したのである。サンスクリット語のデーヴァナーガリー(Deva Nagari)文字に起源をもつベンガーリー文字を一朝にして別の音韻体系をもつアラビア文字で表記するというのは全く暴挙という一語につきる問題であった。

1965年、印・パ戦争が発生した際、東パキスタン知事モネーム・ハーンは州首府ダッカのベンガーリー・アカデミーで講演し、「パキスタンに対するインドの侵略は、われわれがこれ以上教科書や文学作品の中に外国文化が浸透してくることに耐えられないことを証明している。必要とあれば、われわれを外国文化から解放する為に、われわれは大学の講義要目を改訂しなければなるまい」と述べている。この場合、外国文化とはインド(西ベンガル)文化を意味するものであることはいうまでもない。アイユーブはお手盛りの学術審議会を発足させ、自らもその委員となり、ベンガーリー語文字をあれこれといじくりまわす為の採決を行なった。

これに対して、ベンガーリー語を母語とする研究者・教育者・学生の間から猛烈な反対運動がおきたことはいうまでもない。

【中略】

周知のように、東パキスタンと西パキスタンの人口比は56%対44%という割合で東パキスタンが優位にある。この東パキスタンと西パキスタンは二つの州単位を構成し、形式的な平等を得ているかに見せて、実は東パキスタンが絶えず不平等な位置を強制されてきた点を以上簡単に述べた。これらの対照点の他に、例えば西パキスタン側における宗教的な優位感が

ある事実、また、ノン・カラード・ムスリムに対してカラード・ムスリムの優越感が実在している事実も注意して良いであろう。前者に即していえば、西パーキスタンのムスリムは西アジアのイスラームの発展の直接の担当者という自己意識を前提にしつつ、ムスリム・ベンガリーを改宗ムスリムとして見下す傾向が認められる。歴史的には西パーキスタンのムスリムといえども改宗ムスリムでないという保証はないのであるが、こうした意識形態の実在は無視すべきではないであろうし、モンゴル系統の流れを汲むムスリム・ベンガリーにインド・アーリヤ的優位を対置させようとする発想も現に社会生活の重要な側面を規定しているものとして注意すべきであろう。この他、在ダッカの国営パーキスタン放送から、インドのラビンドラ音楽 (Rabindra Sangeet, ラビンドラ・タゴールを中心とするベンガル音楽) が印・パ戦争を機会として、一切放送禁止処分され(1970年1月には再開されて放送を聞くことができた。ヤヒヤ政権の開始と共に禁を解かれたのであろう)、また、東パーキスタン新聞・出版条例が施行され、インドの西ベンガル出版の文献の再発行は完全に禁止された。インドからの出版物の輸入禁止はアイユーブ段階で始まったことではない。

以上のように、東パーキスタンの地位は西パーキスタンに比較して不当に低く、東パーキスタンが西パーキスタンの植民地、あるいは西パーキスタンの「離れ島」という表現があてはまる状態におかれている。こうした現状がそのまま固定して放置されることは全く想像できないのであり、こうした現実を基礎にして東パーキスタンの自治要求運動は激しく高まってくるのである。

III アイユーブ政権下の東パーキスタン自治要求

1958年10月、アイユーブ政権が成立した直後の段階では、東パーキスタンの自治と民主主義の確立を求める運動は、独裁政権の「目新しい汚職追放と

政治刷新」のスローガンに引きずられて、一時、後退したかに見えた。しかし、アイユーブ政権の西パキスタン中心主義の方向が程なくして表面化する中で、東パキスタンの自治要求運動は次第に激しさを高めていった。特に発表された1959年の基礎的民主制の導入にしても、東パキスタン側としては少しも警戒心を解くことにはならず、その後の基礎的民主制の為の間接選挙の施行(1960年)にしても、また、これを基礎とする大統領選挙にしても、疑惑は高まる一方であった。

【中略】

東パキスタンの自治要求運動は1964年1月～2月のアイユーブ政権による非ムスリム少数集団に対する抑圧と弾圧の事件を通じて一つの新しい局面にはいった。インドのカシミールでおこった「聖なるヒゲ盗難事件」を機にしてアイユーブ政権は国内、わけても東パキスタンのヒンドゥー少数集団の弾圧政策をとり、到るところでヒンドゥー襲撃事件が発生し、多くの人命が失われた。この血で血を洗う宗教対立が進行する中で、ムスリム・ベンガーリーの進歩的勢力(教師・学生・ジャーナリスト)は宗教対立にもとづく衝突の中止を呼びかけ、アイユーブ施政に対する批判を高めて行き、2月21日の犠牲者記念日には東パキスタンの自治と民主主義とを要求する集会やデモが挙行されるにいたった。そしてこの要求を実現する為にあらゆる勢力が結集すべきことが呼びかけられた。アワーミー連盟のバシャーニーはグッカの集会に臨み、その集会は、民主制度の導入、直接普通選挙権の導入、基本的人権と州自治の擁護、政治犯の釈放、教育、行政機関のあらゆる段階でベンガーリー語の使用、抑圧的な大学条令の撤廃、東西両パキスタンの経済格差の排除、2月21日を国民的祭日にすることを決議した。

これに対して、政府側はデモ・集会の取締りと政治家・学生の逮捕という高圧的な報復措置をとった。さらに、いささかでも客観的な報道、つまり反政府的な報道を行なった新聞は例外なしに発行停止・閉鎖処分を受けた。

1964年末から65年初めにかけて、基本的民主制の議員選挙が大統領選挙を含めて行なわれた。すでに、1959年の選挙以後、基本的民主主義者と呼ばれ

た8万人にのぼる議員は「活動計画」の名目のもとに総額10億ルピーにのぼる自由活動費をアイユーブ政府から受けとっていたが、今回も2億ルピーの「活動計画」費が提供されるにいたった。アイユーブ大統領はまさにこうした買収を通じて成立した大統領であったのである。

しかも、1964年から65年にかけて、パーキスタン経済は停滞の底を歩かされており、国内不満は高まる一方であった。「再選された」アイユーブ大統領にとって、インドと一戦を構えることによって、つまり、カシミール帰属という年来の問題を引き出すことによって、国内の不満を外部的に向けようとした。1965年9月の22日間にわたる印・パ戦争はアイユーブの大きな誤算におわった。対印戦争はパーキスタン国内の不満を解消するどころか、逆に東パーキスタンの自治と民主的諸権利を要求する立場を強化する条件をもたらした。対印戦争の進行過程で東パーキスタンは西パーキスタンから孤絶し、軍事的にも何ら具体的な措置を講じることのできない自らの弱さを痛感させられた。軍事施設・軍需工場・軍隊の強化が自治要求の一環として提起された。もともと、東パーキスタン側にはインドと事を構えるべき特別の理由をもたなかった。しかも、一部の人は戦争自体が非常時の名の下に民主主義自体を抹殺するものであることを良くわきまえていた。アイユーブ系の新聞やラジオが反インド的なキャンペーンを大々的に行なっていたとき、東パーキスタンの都市の街頭には「印・パ友好、東パーキスタンのヒンドゥー・ムスリムの友好、アイユーブ・ブットー軍国主義の停止、東パーキスタンへのアイユーブ・コロニアリズム停止」といったポスターがあふれた、といわれている。

この印・パ戦争が東パーキスタン側から何らの同情も支持も得られなかった点は重要である。その点は1966年1月のタシケント宣言を東パーキスタンが全体として支持していることに如実に明らかにされている。アワーミー連盟の機関誌『イッテファーク』は、

「中共は明白なる理由でタシケント宣言を歓迎できない。これはソ連とアメリカの共同謀議であるときめつけている。しかし、われわれはタシケント宣言を印・パ関係の改善への積極的なステップとみなしているのみなら

ず、この亜大陸に平和を恢復する意義深い企図であると考えている。われわれは東パーキスタンが中国からの脅威の故にインドによって放置されたという見解をとる人びとに同意できない。われわれはヴェトナムで起こっているようにある大国によって東パーキスタンが保護されることを期待するものではない」

と述べていた。

この時、東パーキスタンの自治要求運動はさらに新しい局面に移行することになった。1966年2月、例のアワミー連盟指導者S・M・ラフマンは有名な六項目要求計画を発表した。第一項についてはすでに紹介したので、第二項目以下をここに紹介しておきたい。

- (2) 連邦政府の条項は国防と外交関係に限定される。
- (3) i 東西両翼に別箇の通貨を設け、相互に自由に交換できるものとする。
ii あるいは、東から西への資本の流出を立法上防止する単一の通貨を発行する。
- (4) 課税、徴税権は連邦を構成する諸国家に附与され、中央政府は国税の割当分によってまかなわれる。
- (5) 外貨勘定は東西両パーキスタンで別箇に保有し、連邦政府の需要は東西両翼が均等に負担するか、事前に同意を得た決められたベースに基づいて負担する。
- (6) 東パーキスタンにおける国防問題の自給体制を確立し、軍需工場・軍事アカデミーが東パーキスタンに設立されるべきであり、連邦海軍総司令部は東パーキスタンに設置される。

アイユーブ政権は、この「計画」が圧倒的な支持を得た点にショックを受け、「分離計画のカモフラージュ」というレッテルをはり、3月にはラフマンを投獄し、6月には『イッテファーク』紙を発禁処分にした。編集長タファッザル・フサインはラフマン同様の身となり、印刷所は没収された。アワミー連盟はハルタール(=ストライキ)をもってアイユーブ政権の弾圧に抗議したのであった。このハルタールは政府・民間の事務所、工場、教育施設で完全

に遂行され、交通手段も停止された。

このハルタルに対して政府側も発砲その他逮捕、集会禁止、新聞でのハルタルの報道禁止といった報復措置をもって臨んだのである。

1968年、窮地に追い込まれつつあったアイユーブは東パーキスタン自治要求運動を徹底的に弾圧する為に「アガルターラ共同謀議事件」なるものを作りあげ、告発の対象としてS・M・ラフマンと34名の東パーキスタン出身の官吏・軍人を発表した。起訴状によると、1967年12月にアイユーブがダッカを訪問した際、被告は共同でアイユーブを殺害ないしは誘かいする計画をもっていた、とされた。しかし、この事件は12月初めにおこっていたにもかかわらず、パーキスタン政府当局は一カ月も完全に沈黙をまもり、東パーキスタンのパーキスタンからの分離をインド人と密通してこの事件は行なわれたという物語を作り出していたのであった。けれど、政府側は何ら明確な「陰謀事件」の全体像を提示できなかった。そこで、すでにパーキスタン防衛法で投獄中のS・M・ラフマンが、陰謀事件を計画かつ指導したという理由で引っかけられたのである。アイユーブとしては、結局、テッチ上げた「アガルターラ共同謀議訴訟事件」を撤回せざるを得なかった。68年2月22日、この訴訟は撤回された。アイユーブとしては自分が四面に敵を予定せざるを得ない破目に少しずつ、しかも確実に落ち込んできていることを多少とも感じとっていたのである。

そして、1968年11月、アイユーブ反対の声はにわかにも高まった。民主行動委員会が発足し、これには八つの野党が参加し、八項目を具体的に提起しつつアイユーブの退陣を迫った。その野党名は、(1)アワーミー連盟、(2)ナショナル・アワーミー党、(3)ジャマートル・ウラーマー・エ・イスラーミー、(4)ニザーメ・イスラーミー、(5)NDF(民族民主戦線)、(6)アワーミー連盟(N.N.Khan派)、(7)ムスリム連盟(野党派、与党はConvention Muslim Leagueと称しアイユーブが指導)、(8)ジャマーテー・イスラーミーであり、これにはM・バシャーニーの率いるナショナル・アワーミー党、およびZ・A・ブットー指導のパーキスタン人民党は参加していない。

この民主行動委員会の八項目要求を掲げれば、

- (1) 連邦議会制政府の樹立、
- (2) 成人選挙権に基づく直接選挙の実行、
- (3) 非常事態の即時撤回、
- (4) 市民的自由の全面的な恢復と全弾圧法の無効化（裁判ぬきの逮捕、投獄、大学条令）、
- (5) 政治犯の全面的釈放、
- (6) 刑法144条に基づく全弾圧条令の撤回、
- (7) 労働者のストライキ権の恢復、
- (8) 新聞取締り法の撤廃、

であった。

この計画を発表するに当って、野党指導者は、自らの目的を速やかに、しかも完全に実現する為に大衆運動を強化・発展させる意向であることも、併せて発表している。その発言の中には「先の諸要求が獲得されない限り、現行制度の下における、いかなる選挙といえども、パキスタン人民に対する詐欺行為である」という部分があるが、ここには反アイユーブ政権という一点に向って結集された、パキスタンの諸民族政党の不退転の意志が確認されるものであった。

1968年11月から1969年3月にかけて、パキスタン政治はアイユーブの軍事独裁政治に対する最終的な評価を下そうとしていた。アイユーブは今や腹心のムスリム連盟（正統派）メンバーの間に「敵」を見出すことになったし、アイユーブ自身が作成した基本的民主制自体もアイユーブを保護することはできなかった。69年3月、アイユーブの軍事独裁に遂に終止符が打たれ、ついでヤヒヤ・ハーンによる政権掌握が発表されたのである。

アイユーブ政権は西パキスタンの大衆の犠牲においてのみならず、東パキスタンの民族的抑圧を基礎にして自己の活路を切り開こうとしたが、それは見事に失敗した。しからば、ヤヒヤ政権の下でパキスタン政治はいかなる方向を打ち出そうとするのであろうか。われわれはここで東パキス

タン自治要求運動の最も新しい局面に関心をしぼり、パーキスタン国家の行く手を確認する為の若干の考察を結論的に試みなければならない。

IV 結 論

インド・ムスリムの卓越した思想家モウラーナー・アブール・カラム・アーザードはかつて、

「東西両パーキスタンに居住する人民は、宗教という点を除いて、あらゆる点で相互に完全に異なっている。宗教的な類似性が地理的、経済的、言語的、および文化的に異なっている地域を結合できると考えるのは人民に対する最大の詐欺行為の一つである。たしかにイスラームは人種的、言語的、経済的、かつ政治的な境界を越えた社会を樹立しようと求めた。しかし、歴史が証明するところに従えば、モハメットの啓示後数十年にして、もしくは精々一世紀後、イスラームはすべてのムスリム諸国をイスラームだけを基礎にした一つの国家に結合することができなかった」

と述べたことがある。

パーキスタン国家における東パーキスタンの自治要求運動の展開を跡づけた今、アーザードの上記の発言を手掛りにして、イスラーム国家と民族の問題に関して、もう一度原理的な考察を施しておかなければならない。

しばしば他民族を抑圧する民族は自由ではありえないといわれる。われわれがすでに考察した（『現代インド・イスラームの一考察』アジア経済研究所所内資料〈調査研究部44-15〉）ように、インド亜大陸を構成するインド、およびパーキスタンはいずれも多言語多民族国家という基本的性格をもつものであり、この構成民族の真の自治の実現なしに、現在のような国家形態を継続させることは不可能であるという観点をもつものである。

しからば多民族的構成をとる現代パーキスタンは単に西パーキスタン対東パーキスタンといった側面でのみ、東パーキスタンの自治要求運動をとらえ

ることが可能であろうか。答は否定的である。すでに冒頭で触れたようにアイユーブ政権に象徴的に示されている歴代のパキスタン政府は実はパンジャービー・ブルジョアジー・地主階級が軍部・官僚を基礎にしつつ外国資本と結合している性格をもつものである。

アイユーブ政権は単に東パキスタンのベンガル民族に対して抑圧的方针をもって臨んだだけではなしに、西パキスタンを構成する諸民族に対しても弾圧政策を採用していた。

すなわち、アイユーブ政権はシンディー、バルーチー、およびパシュトゥーンの諸民族に対しても、その自治州の設置要求を無視して高圧的な態度で臨んだのであった。シンド州の前首相ピルザーダー・アブドゥース・サッタルは、シンド地方の防水堤工事はシンド人の税金を基礎にして進められたのであるが、この地方の土地はシンド人以外の他州の人々の手の中に処分されている点は誰もが知っている事実であり、この地方を歩いてみれば新しい地主層でシンディー語を解する人には一人もお目にかかることはない、と述べている。シンド人はシンド州の行政機構からも意識的に排除されるという現象もみられる。さらに重要なことはアイユーブ政権が意図的にシンディーの民族文化を破壊しようとしている点である。サッタル前首相によれば、「シンドの文学や文化を発展させようとする著作、書物、および雑誌類は没収され禁止されている。シンディー語で書かれた駅名すらも抹殺されており、これこそ西パキスタンを一単位とする行政機構の小心さを表示するものだ」という。

1968年、シンディーは文化的な自由の権利の要求を掲げる反アイユーブの大衆運動に合流したのも当然のことであった。“Jiye Sindh!” “Sada Jiye Sindh!” (シンド万歳、シンドよ永遠なれ)といったスローガンが大衆運動を支えた共通ののろしとなった。

こうした西パキスタンにおける民族抑圧はバルーチーやパシュトゥーンの両民族もその対象とされたのである。例えばアイユーブ時代に、3000名のパシュトゥーンがジンダハーナー (Zinda khana, 生ける家) と呼ばれる刑務

所で長い間虐待されたといわれている。

アイヌブ政権を支えたパンジャービー民族出身のブルジョアジー・地主階級は、かくて、東パーキスタンのベンガル民族のみならず、地元の諸民族を抑圧することによって、自己の民族的自由を放棄した。

しからは、東パーキスタンにおけるベンガル民族の自治要求運動は何故かくも強力な形態をとって進んできているのであろうか。もともと、東パーキスタンの自治要求運動に注意を寄せざるを得ない最大の理由は、西パーキスタンが今述べたように複数の民族構成をとっているのに対して、東パーキスタンは単一のベンガリー民族によって構成されている点が問題の核心をなしている。恐らく、インド亜大陸において、単一の民族が同時に国家的にまとまった形態をとっているのは東パーキスタンのベンガル民族をおいて他にはないであろう。その意味で、東パーキスタンのベンガル民族の帰趨は見方によれば、西パーキスタンのみならずインド亜大陸全体に一つの重要な示唆を与えることになる可能性、また現実性がある、といえよう。

しかも、ブルジョア的な民族自治の実現はいわゆる帝国主義段階においては民族自決・民族独立、さらには民族革命の方向でしか期待しえないことは歴史の語るところである。この民族自治の要求が民族自決の方向にいかなる時点でいかなる条件を基礎にして転化するかという問題は、さしあたり、東パーキスタンにおける政治指導層が現代パーキスタンの課題をいかなる視角で押さえているかが一つの鍵となるであろう。もちろん、この場合、東パーキスタンの自治要求運動はインド側の西ベンガルにおける政治情勢の展開から直接間接に刺戟を受けることはいうまでもない。

前者については、さしあたり民主行動委員会をボイコットしているナショナル・アワーミー党 (M. Bhashani) の動きが注意されよう。同じく、民主行動委員会をボイコットしているパーキスタン人民党 (Z・A・ブットー) はバジャーニー派のナショナル・アワーミー党と連合戦線を張る可能性があるが、このバジャーニーの政治的な立場は民主行動委員会の要求項目よりは、一步「急進的」な色彩をもっている。バジャーニーの提起した十一項目要求の中

で注目されるのは、第1に銀行、保険会社、大企業の国有化、第2に税・地税の軽減、第3にバルーチスタン、西北辺境州、スィンドの自治附与、第4に連邦政府権限は国防、外交、通貨に限定される点を提起している点であり、対外政策の面で注意されるのはSEATO、CENTOからの脱退とアメリカとの双務協定の撤廃を掲げている点である。ここには、少なくとも、民主行動委員会の提起した枠をはるかに越える、しかもパキスタンの自主的な発展を予定する観点が用意されているといわなければならない。ナショナル・アワミー党が、この原則を今日のヤヒア政権の政治体制の中で東パキスタンを中心にして大多数の大衆の中に打ちたてることに成功するか否か、ひとつにはこの面でのナショナル・アワミー党の活動の試金石となると思われる。

他方、東パキスタンのベンガル民族とはいわば血縁的な関係におかれているインドの西ベンガル民族の動向について、これが東パキスタンに及ぼす影響をとりあげておく必要がある。

周知のように、1967年の春の第4回総選挙を通じて20年にわたる州会議派政府は崩壊し、共産党を含む統一戦線政府が成立し、途中で中断されたとはいえ、今日も第2次統一戦線政府が州権力を掌握している。1947年8月のインドの独立後、10年目の1957年にはケララに単独の州共産党政府が成立しており、それから10年後の1967年にはベンガルとケララに統一戦線政府が成立するにいたった。独立後のインド政治を巨視的に概観するとすれば、1957年～67年を一つの転機にしてインドにおける社会主義への民族的・階級的な闘争が不均等に発展する、いわば過渡的な州統一戦線政府時代が開幕しつつあるといえよう。何よりも西ベンガルにおける政治的、経済的な前進は隣接するパキスタン政治の動向を強く規制すると判断せざるを得ない。なぜならば、西ベンガルと東パキスタンは単に民族的な結合関係のみならず、政治的、経済的にも依然として相互補完関係にあるからであり、相互に孤立したところで有害無益な点は、何よりも現実の東パキスタンにおける民衆運動の展開そのものが雄弁に物語っているからである。

ここでは東パキスタンの自治要求運動をいわば縦の流れの中で把握しようとした。東パキスタン自体の社会発展史に関する研究は別箇の課題として、今回は見送らざるを得ない。

資 料【略】

文 献【略】

あとがきにかえて【略】

(中村平治／執筆時：東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所助
教授，現：同研究所教授)